

日時：平成26年8月25日(月) 19:00～20:30

場所：市庁舎8階 政策会議室

◎出席者(敬称略)

委員長：日詰 一幸(静岡大学教授)
副委員長：小出 禮節(富士市町内会連合会会長代理)
委員：齋藤 立己(富士市生涯学習推進会連合会会長)
松本 玲子(富士市社会福祉協議会会長)
和久田 恵子(中部ブロック代表)
望月 恵子(東部ブロック代表)
石川 計臣(北部ブロック代表)
松野 俊一(南部ブロック代表)
西森 共二(西部ブロック代表)
加藤 崧(北西部ブロック代表)
明石 武彦(一般公募委員)
佐久間 恵(一般公募委員)
今村 優子(一般公募委員)
オブザーバー：加納 孝則(市民部長)
事務局：まちづくり課 8名

1 開会

2 市民憲章唱和

3 委員長挨拶

4 議事(進行：日詰委員長)

(1) 副委員長の互選について

小出禮節委員が選出された。

(2) 条例の構成について(資料No.1)

(委員長)

事務局から条例の構成案を説明いただきました。前回の会議での意見を集約した資料がありますが、仮にこういうものを取り込んだり、あるいはここにある項目をさらに加えたり、ここはこの様に直したらいいのではないかというような意見があると思います。この構成案をたたき台にして、こういう形にしてはどうかという議論をこれからしていきたいと思います。どういうところからでもかまいませんので、ご意見をいただければと思います。最初に聞いておきたいことがありましたら、それでも結構ですので、よろしく願いいたします。

(K委員)

“PDCAを回す”とは、どういうことでしょうか？

(委員長)

計画をして(PPLAN)、実行する(DO)、評価する(CHECK)、改善する(ACTION)、改善したものをまた計画するという、循環する過程のことを回すと表現します。PDCAサイクルとした方が分かりやすいかもしれません。

PDCA ですが、なかなか理解している人は少ないと思います。もし使うなら、中学生にも分かるような表現にするといいかと思います。

(委員長)

全体の文言の表現の仕方を、中学生ぐらいから分かるようにするということですね。あまり難解な言葉を使わないほうがいいですね。

(H 委員)

1 番心配しているのは、持続可能なまちづくりをしていこうという前提に立ったときに、役員がころころ変わっていると、持続可能というのは不可能に近い状態になっていく点だと思います。私の地区では、まちづくり協議会のメンバーは、町内会連合会、生涯学習推進会、福祉推進会の 3 本柱です。それぞれの団体にルールがあって、その団体の任期期間で派遣をされているという関係にあります。例えば、まちづくり協議会が 2 年の任期を定めても、派遣されている上位団体の任期が 1 年だったら、現実には 1 年で終わってしまいます。そういう仕組みにならざるを得ない環境になっています。「私は 1 年だから後は知らないよ」という話になりそうな気がしてなりません。上位団体と同期できる任期をルール化できないかなと、いろんなところで話をしています。まちづくり協議会として、そういう縛りもあっていいのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

(委員長)

その辺りは、まちづくり協議会のあり方に関してのことになりますので、位置付けとか役割とかその辺りの議論のところ、詳細を議論していくということによろしいでしょうか。細かいところは、次のステップということにしまして、こちらではこういう条例の構成がいいかどうかというところに議論を絞っていただければと思います。

(A 委員)

議事録の中で、地区の自主性を重視すると言いながらも、片方では、マニュアルを作るとも言っているのに、どこまで自主性を尊重するのかというところが難しいのかなと思います。

(H 委員)

「地区を代表する団体だよ」という言い方をしているんですが、地区を代表するのは自分の所だという方もいらっしゃる。そういう意味でそれを選別されてしまっただけでは、この協議会が持続可能な仕組みにならないという所もあります。この条例で、他団体を取り巻く関係をしっかりすべきじゃないかなというのが私の考えです。

(委員長)

その辺りは課題としてありますよね。その辺りはまた、まちづくり協議会の中身を議論するときの検討事項とさせていただきたいと思います。

(市民部長)

7 番 8 番 9 番の並びですが、5 番 6 番が、市民の役割、市の役割となっていますから、9 番にあるまちづくり協議会の役割を 7 番として、現状の 7 番を 9 番に入れ替えたほうが良いような気がします。そうしますと、まちづくり協議会の役割がきて、8 番に位置付けがきて、9 番に協議会の役割が謳われる、そして 10 番の、協議会に対する市の支援につながる、という方が、改めて見たときに良いような気がします。

(委員長)

皆さんいかがでしょうか。

では、概ねご了解いただけましたので、7 と 9 を入れ替えた構成にしましょうか。

(E 委員)

9 番のまちづくり協議会の役割の中で、会計の透明性の確保とありますね。今はまちづくりセンターで会計をやっている、将来は地元で預けるとなると、この辺の書き方が違ってくるのかなと思っています。

をやっている、将来は地元で預けるとなると、この辺の書き方が違ってくるのかなと思っています。

(A 委員)

まちづくり協議会の会計は、1 地区の会計がやるということではなくて、まちづくりセンターに見てもらおうということ、マニュアルにできるかどうかという話ですね。これは各地区がばらばらでは困ると思います。

(委員長)

どのような条文にするのかということなのですが、条例そのものを、理念的なものを中心とした性格のものにするのか、もう少し踏み込んだタイプの条例にするのかということで変わってくると思います。今のような細かい運営のことについて条例に盛り込むと、相当長い条文になると思います。委任規定と言って、規則とかそういう形で作っていくやり方があります。もっと下位のレベルにいけば、内規みたいなものがあったりします。いろいろなやり方があります。ルール化されたものをどのレベルで書いていくかというのは、1 つ論点としてはあります。

(I 委員)

会計の透明性ということ謳うとなると、規則、要綱、要領でちゃんとしたルールを作っておくということが 1 つです。もう 1 つは、例えば会計について監査があるのかどうかということも議論しなければならないと思います。包括的な補助金となると、かなり大きな額の補助金になると思いますし、透明性のある、確固たるものが求められると思います。そういうところはしっかりと議論しなければならないと思います。

(B 委員)

ここだけは手を付けたいということが出てくると思いますので、条例自身には手を付けなくて、規則などに手を付けるという方針でいったらいかがでしょうか。

(I 委員)

そのような方向で良いと思います。

(副委員長)

基本的なことを皆さんにお尋ねしたいのですが、まちづくり協議会というものが、どうも意見を聞いていると、官製の協議会を作るような意見に、だんだんなっているような気がします。私が今まで協議会に携わってきた中では、自主的な活動を基本的にするという前提で考えています。同時に、協議会には自主運営するための規約ができると思うんですが、この中には、会計処理の問題も当然出てくると思います。交付金とか補助金を出している場合は、行政は監査権を持っています。ですから、条例で定めなくても、監査は必要に応じてできるという考え方でいいと思います。あまり細かいことまで、会計はどうする、といったことは、条例ではなくて、それぞれの地区の協議会で検討すべき事項だと思います。

(委員長)

交付金がどういう形で入ってくるのかまだわかりませんが、基本的な原理原則はおっしゃるとおりだと思います。自己統治の原則に基づいて運営していくということになりますので、自分たちが受けたお金を自分たちできちっと管理して処理していくということは、要領として作らないとならないと思います。逆に市から地区へ入ってくるお金を市としてどう見るかというのは、いずれ議論になるかだと思います。

(D 委員)

災害があった場合のことというのは、新しい 9 番になったところの、自助、共助とかそういうふう解釈していいのでしょうか。

(委員長)

まちづくり協議会の部会構成だと思うのです。これもそれぞれの地区で必要に応じて作っていくことかと思えます。自主防災組織と協議会の関係をどの様に作っていくのかというのは、地区ごとに検討していくことかと思えます。

(I 委員)

11 番に、まちづくりセンターの設置、整備とありますが、設置を予定しているのですか？

(事務局)

新たに設置するというのではなくて、すでに各地区にあるものについてのことになります。

(C 委員)

10 番のまちづくり協議会に対する市の支援のところに、情報の提供もあった方がいいかと思います。

(委員長)

基本的な理念の中に、情報提供が入っていれば、全体を貫くものになりますので、それで解消できるのかと思います。

(委員長)

だいたいこの構成で、まず考えていくということによろしいでしょうかね。進めていく中で、組み換えや付け足しなどの議論も出てくるとは思いますが、とりあえず今のところは、この構成でスタートするというにさせていただきますよよろしいでしょうか。

(全員)

異議なし。

(3) 項目の内容検討について (資料No.2)

(委員長)

それでは、次に項目の検討に入りたいと思います。最初の条文案をつめていくことにはなりますが、前文については、検討に時間が必要で大変ですので最後に回すということによろしいでしょうか。

(全員)

異議なし

(委員長)

では 2 番目の、条例の目的というところから入っていききたいと思います。まず事務局から説明をお願いします。

(事務局)

※資料の説明

(委員長)

資料の右側に、他市の条例の「目的」の部分の条文例があります。これらを見てみると、こんな形になるのかなという感じですね。

それから、持続可能な地域コミュニティづくり、あるいは地区まちづくり活動というものを実現していくというような文言を入れたいというご意見が、これまで委員の皆さんから出されています。

これはたたき台になりますので、他市の例も参考にさせていただきながら、どの様にしたらいいのか、皆さんのご意見をいただければと思います。

(A 委員)

豊中市では目的の中で地域自治を謳っていますが、目的の中に地域自治を入れたほうがいいのでしょうか。

(委員長)

豊中市は、この地域自治推進条例の上位に自治基本条例というものがあり、自治基本条例の中に定めてある地域自治についてブレークダウンしたものが地域自治推進条例になるため、このような文言になっていると思われれます。富士市の場合は、上位の条例があるわけではないので、これはあまり気にしなくてもいいかと思われれます。

(H 委員)

京都市の例を見ると、事業者の役割が入っています。私の地域では、事業者は欠くことのできない、協議会の中心的な存在です。資金援助があるためです。これを無くしての活動は不可能に近いです。私のところのお

祭りの基本的な資源は、企業からの寄付でまかなわざるを得ません。消防団員の選出は、一般から募るのは非常に難しく、企業にお願いするしかないため、協議会から提案し、企業にご理解いただき、企業から3分の2の団員を出していただいています。そういうことから、事業者はまちづくり協議会には欠くことのできない存在です。ここで義務付けてしまっているのかという、よし悪しは置いとくにしても、そんなニュアンスのことは入らないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員長)

条例の構成案の3番目の「用語の定義」の中に、「市民」というものが入ってくるとすると、「市民」というものをどういうふうに定義するのかというところで、事業者も含めてしまうという議論も出てくるかと思いません。京都市の場合は、市と事業者と地域の人たちという構成になっています。富士市の場合は、今のところ、市と市民となっています。皆さんどう思われますか。

(事務局)

補足させていただきます。京都市の場合は、住宅の販売等をする事業者に責務を課しています。住宅の販売や賃貸の業者に、新しく住まわれた方が地域コミュニティに参加できるような措置をしてくださいというような義務付けがされてくるため、あえて事業者という形で、ここで入れているのかと思われます。

(委員長)

他のまちの条例の中では、事業者をどういうふうに捉えていますか。用語の定義のところを見れば分かるかと思えます。例えば、今のご意見の中で懸念されていることが、市民という大きなくくりの中で受け入れられるかどうかという所かと思えます。

(A 委員)

ある市では事業所と出ているが、実際に協力しているのは農協だけです。

(H 委員)

事業所も、まちづくり協議会に興味を寄せてくれています。「まちづくり協議会というものができたそうだが、我々企業はその中に参加するのか」というような質問があったり、構成団体がそれぞれ企業に寄付を募りに行っていたのが、協議会になると、「企業としてはまちづくり協議会1つとお付き合いすれば、地区全体に知名度を上げることができる、という仕組みになるのですか。」というような話もあります。今はそういう仕組みまでは作っていませんという説明はしているのですが、そういう期待感が事業所にはあります。我々企業は、この地域にお世話になっているので、お返しはしたいという、素晴らしい社会貢献の意識をもっているので、無碍にするわけにもいきません。

(I 委員)

今のお話はこれから重要になってくると思います。企業の理念の中に、地域社会への貢献を入れている会社は、大企業でも中小企業でもたくさんあります。そこまではできないよという企業もありますが、その方々も地域に支えられているんですね。地域に根ざして、みんなに愛される企業でないといけないという観点から言いますと、そういう理念の企業はかなりありますので、企業を取り込むというのはこれから大事なことだと思います。大学もそうです。地域に根ざした大学にならないといけないと、今盛んに、静大も県大も常葉も、地域にどんどん学生さんを出しなさい、地域の人たちと交流しなさい、と言っています。そういうことが、地域の人たちに学生がお世話になっているという意味合いの中で、そういう協力をしていくというのが、1つの方向、位置付けになっていくのかなと思います。それは単純にお金の問題だけではないと思います。

(C 委員)

企業をやっておりますが、支所のある市では、条例に事業所と謳われています。調査が入り、何かあった場合は何ができますかということで、フォークリフトを持っておりまして、何かあった場合は出動を課せられています。物をどかすことができますから、家屋が崩壊した場合にはそれが課せられております。事業所が地域に貢献するというところはそこに含まれているという風に考えていいと思います。

(委員長)

企業の環境もだいぶ変わってきていますね。地域あつての企業という風になってきています。

(C 委員)

理念の中に地域貢献が必ず入っています。

(副委員長)

経済状況によって、協賛金も出していただける時もあれば、出していただけない時もあり、今はどんどん減っています。企業とうまくお付き合いをして、出していただけるところからは出していただくということですね。それから、私の地区では祇園祭という大きなお祭りがあります。この寄付金が確実に減っています。この寄付金を、まちづくり協議会で取ってしまうと大変なことになります。とても協議会に1本化するというのは無理な話です。ですから、それぞれの地域で、いろんな事情の中で、お付き合いをしながら協力いただくというパターンがいいと思います。責務がかかって、条例化していくと、結果として「誰がこんな条例作ったんだ。」ということになります。

(I 委員)

義務規定にすると縛る形になりますから、努力規定の中に謳っていけば、要するに努力していきましょうと、参画していきましょうと、自然体の中で協力していくことがあれば、それは地域がうまくいっている証拠じゃないかなと思います。そういった点は、あまり義務化するということはやめた方がいいと思います。

(委員長)

京都の場合は、建設会社の責務として入居者に対しての責任を持たせようという、政策的な取り組みだろうと思います。ちょっと事情が違うなという感じはします。

(H 委員)

企業から、「まちづくり協議会と私たちはどういう関係なのか」と聞かれたときに、いまひとつ解説できないのですよね。

(委員長)

場合によっては、何らかの形で、まちづくり協議会に関わっていただけるような、うまく信頼を作っておくということが必要なのかもしれません。消防団の団員を出していただくというのは、コミュニティを維持するために重要なことだと思います。自己統治ということであれば、そういう仕組みを自分たちで作っていくというようなことなのでしょうね。全部が同じではなくて、地域の特性を活かした運営ができる仕組みにしておかないといけないのだらうなと思います。逆に事業者と謳ってしまうと、なにか狭まってしまうのかもしれませんが。地区によって、大学があつたり、高校があつたりしますが、教育機関との関わりも、別段条例に書かなくても、その地域で運営していくと思います。

(E 委員)

私の地区には工業団地ができました。本社が東京にあつて、事業所がこちらにあります。回りに町内会が5つありますが、みんなが祝儀をもらいに行くというところで、工業団地の事業所全体で、協議会あるいは連合会に地域貢献という形で1本化してお祭りの寄付をしていただいています。個々の町内会では行かないという事にしてあります。事業所の地域貢献は、その地域、地域で違うのではないのでしょうか。

(I 委員)

高校生も、地域の人に見守られています。例えば地域の方が不審者を見かけた場合、学校に連絡してくれたりします。そういう意味では地域に守られていると思いますので、高校も地域に貢献しなければなと思います。

(委員長)

逆に高校生が地域の清掃をしたりということも聞きます。お互いにいい関係を築いていくことがまちづくり協議会の取組になってくるのかなと思います。

(C 委員)

目的の中の一つに、「元気」や「活力」といった言葉がほしいなと思います。つながり合う、支えあう、安定的という言葉はありますが、やっぱり元気な富士市になってほしいし、元気なまちづくりになってほしい、活力のあるまちづくりになってほしいと思います。目的の中にそういう文言があったらと思います。「富士市らしい」というのはきっと前文に入ってくると思うので、目的として「活力のある」というのがほしいなと思います。

(J 委員)

これだと、安定とか継続とかそういうところだけであって、もっと前向きな言葉があるといいなと思いました。

(D 委員)

夢を持てるような言葉がいいと思いますね。

(B 委員)

今この世代の人がこの条例を作っても、次の若い人につなぐときに、よし分かったと、楽しくやれるような、元気な言葉があるといいですね。

(I 委員)

中学生辺りが読んだときに、なにか感じるようなものがないかもしれないですね。

(H 委員)

市長が生涯青春都市を叫んでいますから、それと同期するような中身がちょっとあった方がいいのかなと、今おっしゃっている通りだと私も思います。

(委員長)

どういう形で入れられるかは別として、今のご意見を受け止めておいていただければと思います。

(I 委員)

細かいことなのですが、「地区住民」、「市民」、それから「まちづくり活動」、「まちづくり」、「地区まちづくり活動」とありますが、この辺の表現が、少し統一性がないような気がします。他の市の例を見てみますと、地域コミュニティと言っていると、全部地域住民と統一していますし、地区と言っていると地区で統一しています。そこの所が気になりました。

(委員長)

これはなにか意図していたことがあったのでしょうか？

(事務局)

地区と地域と使い分けています。地区というと小学校区を単位とした地区、地域というとそれよりも狭かったり広かったり、エリアに制限がないようなものを地域と言っています。

(委員長)

中学生が読んだときに混乱してしまうかもしれなですね。

これは後の条文にも、全体に関わってくることなので、整理をした方がいいかもしれませんね。

(副委員長)

条例の構成を入れ替えることでも、少し解消するかもしれません。

(I 委員)

工夫すれば何とかなるのかなと思います。あまりこんがらがっても、読み取り辛いと思います。

(委員長)

なるべく混乱が起こらないようにしたいですね。

他にはいかがでしょうか。

(事務局)

頂いたご意見を基に、修正した資料を次回ご覧いただけたらと思います。

(委員長)

こういった感じで、次回からも各項目について検討していきたいと思います。

6 その他、連絡事項（事務局から連絡）

7 閉会